

事務連絡
平成21年6月9日

都道府県
各 指定都市 保育主管課 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等の新型インフルエンザ対策
への活用における保育施設の取扱い等について

標記について、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）」等の新型インフルエンザ対策への活用について（平成21年6月9日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）が発出されました。

この中の別紙2の2算定対象経費となり得るものの例示のうち保育施設があげられていますが、このうち、私立認可保育所については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（以下「運営費国庫負担金」という。）」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生省事務次官通知）に基づく支援措置を別途通知したところであり、

そのため、今回の臨時交付金との整理も含めた留意点をお示しするので、了知願います。

1. 運営費国庫負担金の支援措置について

(1) 運営費の支弁について

臨時休業期間についても保育の実施は継続していることとして、月額により支弁して差し支えないこととします。

(2) 保育料について

臨時休業期間は除外（免除）して算定して差し支えないこととします。

2. 臨時交付金と運営費国庫負担金との整理について

私立認可保育所の運営費と保育料については、前述のとおり、運営費国庫負担金における支援措置がありますが、臨時交付金を活用した次のような対応も可能となっていますので、検討に際しての参考としてください。

(対応策の例示)

私立認可保育所の保育料の支援について、地方単独事業として臨時交付金により対応する。なお、運営費国庫負担金との重複計上はできません。（私立認可保育所の保育料の臨時休業期間除外（免除）算定に伴う地方負担増加分のみを臨時交付金で対応することはできません。）

問合せ先

03-5253-1111（代表）

内線7929 運営費係長 稲田

内線7927 予算係長 川岸